高崎経済大学論集　第54巻　第１号　2011　29～37頁

会計目的と持分概念の関係のあり方を巡る検討

池　田　幸　典

Examination of the Relation between Accounting Objectives and Equity Concept

Ikeda Yukinori

１．はじめに　ー持分概念を巡る問題点ー

持分（equity）概念は、会計の利益計算の基礎になるものである[1]。出資等によって持分が形成されてはじめて、それに対する増減としての利益を計算することができる。したがって、持分概念を画定することは、会計の利益計算の体系を構築する上で、必要となる。

持分概念は、その背後に利益の帰属主体としての会計主体がある。そして、会計主体は前提とする会計目的[2]から演繹されるはずである。どのような利益を算定するかは、その会計目的に左右されるからである。

とはいえ、持分概念を考慮する際には、負債概念との関連も考慮に入れなければならず、負債を現在の義務と定義したときには、持分は資産から負債を控除した残余とせざるをえない。

これまで、持分は「株主の残余請求権」（FASB［1985］par.49，par.60，Kerr［1989］p.60）と定義されることが多かった。また、現在、負債は、「将来に資産または用役の提供をしなければならない現在の義務」と定義されることが多い。しかし、資産から負債を控除した残余、すなわち現

1　利益計算を前提とする以上、ここでは営利企業であることが前提となる。非営利組織の純資産（持分）概念については、ここでは扱わない。

2　会計目的とは、何のために財務諸表を作成・公表・利用するかという、会計が目指すべき方向性のことを指すと考えられる。会計目的にも、「利用目的」と「作成目的」の２通りが考えられるが、会計数値を公表するのは作成者であるため、ここではもっぱら「作成目的」を問題とする。これに対して、機能とは、公表された財務諸表が何のために役立っているかといった、公表した会計情報が持つ働きのことを指すと考えられる。ゆえに、上述の「機能」の定義からは、「利用目的」は「機能」と同義であると考えられる。利用目的について整理した桜井［2002］でも、利用目的と機能を、同じものとして論じている（桜井［2002］11-13頁）。ここでは作成目的のみを問題にするため、利用目的と同義である「機能」という語を用いず、もっぱら「目的」という語を用いる。

在の義務を負わない請求権[3]がすべて株主の請求権であるとは限らない（池田［2010］21頁）ため、株主の残余請求権といった従来の持分の定義の仕方では、負債でもないが持分でもない項目を発生させてしまう（池田［2010］23頁）。持分は株主の残余請求権でよいのであろうか。

持分を株主の残余請求権と定義してきた背景には、意思決定有用性とか、受託責任などといった会計目的があるものと考えられる。これらの会計目的に照らして、持分を株主の残余請求権と定義し続けるのは、はたして妥当なのであろうか。また、前稿で指摘したように、かかる定義を採用し続けることに限界がある（池田［2010］24頁）のであれば、会計が果たすべきと考えられる目的に照らして、どのような持分概念を模索するのが適切なのであろうか。

本稿では、会計目的に関する考え方について整理し、その上で会計が果たすべきと考えられる目的に照らして、いかなる持分概念が論理的に妥当であるのかについて、検討を加える。すなわち、会計目的に関する前提を定め、その前提から諸概念を矛盾なく演繹する形で、会計の計算構造を規範的に導くことを目的とする。本稿の議論によって、持分を株主の残余請求権とする、これまでの定義の仕方には限界があることを示し、会計目的に照らして、持分を、「会社にとって資産引渡義務を負わない請求権」（池田［2010］24頁）と定義することの妥当性を明らかにしたい[4]。

２．会計目的と持分概念の関係に関する整理

⑴　意思決定目的と受託責任目的に関する整理

現在、会計目的に関する考え方には、経営者の受託責任を重視する考え方と、投資家等の意思決定に有用な情報提供を重視する考え方がある（須田［2000］15-24頁、万代［2000］13-17頁、桜井［2002］11-13頁、森川［2008］５-７頁、25-28頁）[5]。本稿では便宜上、前者を受託責任目的、後者を意思決定目的と呼ぶことにする。そこで、両者の関係について整理してみると、意思決定目的を主目的とし、受託責任目的を従とするもの（ASBJ［2006］第１章、第２項および第11項）や、意思決定目的の中に受託責任目的が包含されると考えるもの（FASB［2010］par.OB2, par.OB4）のように、意思決定目的を重視する考え方が、基準設定主体を中心にとられている。これに対し、両者を対立的に捉えたうえで、受託責任目的を重視する考え方も存在する（Ijiri［1975］pp.45-46）。

3　請求権は日本の法律の条文には明言がないが、法律学上は様々な意味がある。「一般的」「常識的」な意味では、「ある人に対してあることを要求（請求）する権利」を指すが、少数説として「現在即時の履行を求める権能」を指す場合もある（奥田［1979］214-217頁）。英米法における請求権（claim, claim-right）は、ある者（X）が他者（Y）に一定の行為を請求する権利（right）を持ち、当該他者（Y）がそれを履行する義務（duty）を負うときの、ある者（X）が有する権利を指す（Hohfeld［1913］p.32, Simmonds［2001］p.xiii）ことから、上記の「一般的」「常識的」な意味に近い。Black's Law Dictionaryでは、「法廷により強制できる権利を生じさせる有効な事実の集合体（The aggregate of operative facts giving rise to a right enforceable by a court）」（Garner［2009］p.281）としており、法律上要求できる権利を中心に据えている。破産法上、「破産時に金銭を請求する権利」（Garner［2009］p.282）を指す場合もある。とはいえ、即時の履行を求めることのできる権利のみを請求権と呼ぶのでは、多くの債権が請求権に該当しなくなる。また、請求権を破産時に金銭を請求する権利に限定して定義するのでは、破産時にしか該当しなくなる。したがって、ここでは最も一般的な用法に拠っている。

4　その意味で本稿は、前稿（池田［2010］）の結論を、会計目的の側面から補強しようとするものである。

5　ただし、従来の議論では、利用目的なり機能なりに焦点が当てられているか（桜井［2002］11-12頁）、あるいは作成目的と利用目的（機能）を区別することなく論じられていることに注意が必要である。

⑵　会計目的と持分概念の関係

意思決定目的を前提に考えれば、財務諸表の主たる利用者を特定し、その主たる利用者が提供した資金が持分となる。したがって、主たる利用者として持分証券投資家や普通株主を想定すれば、それに対する資金提供者の請求権が持分となる。しかし、FASB 概念書第８号が想定するように、主たる利用者として「投資家、貸手その他の債権者」（FASB［2010］par.OB5）を想定すれば、彼らが会社に対して行った資金提供に対する請求権が持分となる。他方、出資を検討中の潜在的投資家は、会社に資金提供を行っていないため、会社に対して請求権を持たず、したがって彼らの持分は存在しない。このように、ここでは「主たる利用者」の範囲が問題になる。

他方、受託責任目的からは、委託・受託関係の一方の当事者である委託者が提供した資金が持分となる。会社は委託者からの資金提供を受け、委託された資金について受託責任を負う。このため、受託責任においては、委託者と受託者の二者の関係が成立する[6]。通常は、委託者は株主と考えられているので、株主の請求権が持分と考えられることが多いが、株主と債権者が委託者として資金を会社に提供し、受託者たる会社の経営者が、委託者の代理人として資金運用を行い、委託者の利益を算定するという見解[7]も考えられる。したがってここでは、「委託者」の範囲が問題になる。

３．会計目的に関する検討

では、受託責任目的と意思決定目的は、どちらが優先されるべきで、両者の関係はどのようにとらえればよいか。

⑴　意思決定目的を重視する考え方は妥当か

まず、意思決定目的を重視する「意思決定有用性アプローチ」について考えてみる。意思決定目的を重視すると、利用者と、その知識水準や行動パターンをあらかじめ措定した上で、彼らにとって有用となるような会計処理を規定しなければならない。しかし、利用者には投資家、債権者、取引先、従業員など、多様なものが混在しているし、投資家や債権者といったそれぞれの利用者カテゴリーの中でも、情報ニーズは個別には異なっている。かりに主たる利用者を「投資家、貸手その他の債権者」（FASB［2010］par.OB5）と限定したとしても[8]、彼らがいかなる知識水準の下で、

6　したがって、会社と株主と債権者の三者間での受託責任は成立しない。株主が委託者ならば、債権者は委託者ではない。また、株主・債権者の両方が委託者ならば、会社・株主・債権者の三者関係にはならず、会社と株主・債権者との二者関係になる。しばしば、会計には、会社と株主と債権者の三者間での利害調整機能があると論じられることがあるが、この場合でも、会社が財務諸表を公表する対象は委託者たる株主であり、かかる財務諸表の数値を用いて、株主と債権者間、あるいは会社と債権者間で、利害調整を行う。森川［2008］でも、会社と株主の間での受託責任と、株主・債権者・会社の間での利害調整を、分けて整理している（森川［2008］25-27頁）。

7　このような考え方は、Paton and Littletonに見られる。Paton and Littletonがいう「（企業概念を反映する）企業又は経営者の観点」（Paton and Littleton［1940］p.45）では、株主に支払う配当のみならず、債権者に対する利息の支払も、「営業上の費用ではなく、利益の分配を示し、配当に近い性格を持っている」（Paton and Littleton［1940］p.44）。この考え方では、経営者を株主および債権者の代理人とみなし、それらに対する配当や利息の支払を利益の分配とみなしている。佐藤［2011］９-11頁を参照。

8　もちろん、主たる利用者以外も財務諸表を利用するので、他の利用者を捨象しているという批判はできよう。

どのような行動パターンを持つのか、明確ではない。このような状況で、利用者のニーズを満たし得る情報が何であるのかを決めるのは難しく、利用者のニーズを一つの財務諸表で満たすのは難しい。したがって、このような考え方の下では、財務諸表を作成して一意的な利益を算出して公表する根拠を見出せない[9]。

また、何が有用かは、事前には分からない。利用者にとって有用であることを確認するには、証券市場における会計情報の有用性を実証するしかないが、この方法では、証券投資家にとっての相対的な有用性（ＡもＢも誰かにとって有用かもしれないが、ＡよりもＢの方が有用性が高いこと）を明らかにするにとどまるし（大日方［2009］42頁参照）、会計基準に従って公表された会計情報に対する有用性を事後的に実証することしかできず（藤井［2007］172頁）、会計基準を新設・変更する前に何が有用であるかを事前に実証することは不可能である。

そこで、どのような会計処理が有用で、会計基準のいかなる部分を新設・変更すればよいかを事前に明らかにするために、実験会計学[10]が必要となる。しかし、実証にせよ実験にせよ、分析対象の選択は研究者の有している価値観や問題意識によって左右される（徳賀［2009］９頁）ので、全ての会計問題について満遍なく実証や実験が行われるとは考えにくい。したがって、実証や実験だけで会計の計算構造全体を導き出すことは困難である。さらに、Hopkins が実験によって明らかにしたように、会計情報の公表の仕方によって、受け手たる利用者のイメージが異なる[11]とすれば、作成者が利用者を特定の一方向に誘導するような公表の仕方をやめて、利益概念の選択を含め、会計処理に関する判断を利用者に委ねるアプローチが演繹される[12]。

これらのことより、意思決定目的を重視する考え方からは、あえて一組の財務諸表を作成し公表する必要はないものと考えられる。当然、利益や、その基礎となる持分を、一つに定めて公表する必要性もない。では、なぜ、会計による利益を会社が一意的に算定し、公表する必要があるのか。

⑵　会計利益の一意性の根拠としての受託責任目的

営利を目的とした会社（営利企業）は当初、出資者が自らの利益のために、自分の資金を会社に

9　最劣後の請求権者（普通株主）や投資家を利用者とみなし、彼らにとっての利益を公表すれば、他の利用者のニーズにも対応できるとする考え方もある（IASC［1989］par.10，FASB［2007］par.61）が、論証されていないために思い込みの域を出ず、説得力を持たない。最劣後の請求権者の情報ニーズが他の利用者のニーズをカバーしている保証は、どこにもない。

10　実験会計学が実証研究の限界のうちのいくつかを克服しうる点については、山地［2009］53-58頁を参照。

11　Hopkinsは、アナリストを３つのグループに分け、一つ目のグループには償還優先株式を負債と表示した財務諸表を公表し、二つ目のグループには償還優先株式を持分と表示した財務諸表を公表し、また三つ目のグループには償還優先株式を負債と持分の中間に表示した財務諸表を公表し、各グループの反応を検証している。その結果、アナリストの償還優先株式に対する評価は、表示によって変化することが明らかになった。すなわち、アナリストが償還優先株式を評価する際、負債（または持分）として表示した財務諸表を利用したグループは、それを負債（または持分）として表示したことに影響を受けて、償還優先株式を評価している。他方、負債と持分の中間として表示した財務諸表を利用したグループは、その償還優先株式の特性を吟味して評価を下す傾向が見られた。この結果から、Hopkinsは、負債か持分か明らかでない項目についてはどちらとも表示せず、利用者の判断に委ねるのがよいと論じている（Hopkins［1996］pp.37-46）。米国会計学会（AAA）は、Hopkinsのこの結論や、これ以外の実証研究の成果を参考にしつつ、負債か持分か不明瞭な項目は中間項目とするべきであると主張している（AAA［2001］pp.389-393）。あるいは、Kimmel and Warfieldのように、同じ証券でも、企業の置かれた状況や、企業が属する産業によって、証券の特性に対する評価が異なるとして、負債と持分を区分せずに表示し、両者の区分に関しては利用者の判断に任せるべきという結論（Kimmel and Warfield［1995］pp.165-166）も考えられる。

12　このような考え方に、Sorterの事象アプローチがある。竹島［2007］によれば、Sorterの事象アプローチは、従来の複式簿記をベースにして（竹島［2007］157頁）、報告方法の改善を図るものであり、Sorterはこの考え方に従って、AAAの『基礎的会計理論報告書』で勧告された、原価と時価の情報を並列した欄に記載する報告方法（AAA［1966］pp.30-31）を拡張した「多欄報告」（Sorter［1969］p.17）を提唱しているという（竹島［2007］100-101頁）。

提供することで、設立される。そのため、営利企業は、出資者が利益を得るための手段となっている。しかし、多くの場合（特に巨大な株式会社の場合）、経営に対して関心や能力のない出資者が、自分で経営を行う代わりに、会社に自らの財産の管理・運用を積極的に会社（経営者）に委託[13]することになる（Barle and Means［1932］pp.5-6，Wolfson［1984］p.156）。ここに、会社と出資者の間に、資金の委託・受託の関係が成立する。そして会社は、資金の委託者たる出資者に対して、資金の管理・運用の状況および結果を報告することを要求される。かかる資金の管理・運用の状況および結果を報告する責任のことを受託責任と呼ぶ。委託者とそれ以外の資金提供者の間には利害の対立があるとされ、その利害を調整するために、会社法は分配規制という形で委託者（としての出資者）に対する分配に制限を加える。しかし、責任はそれを負う者と負わせる者の二者の関係であり、会社が委託者に受託責任を負う以上、会社と委託者以外の資金提供者との間には受託責任は発生しない。

かかる受託責任を解除する目的のために行われる会計を、受託責任会計と呼ぶ。受託責任会計の枠組みの下では、受託者は委託された資金の管理・運用の状況と結果を報告しなければならず、それゆえに会計数値を財務諸表の形で報告しなければならない、と考える。そのため、持分概念や利益概念といった会計数値は必然的に、資金の委託者にとっての数値になる。会社は、かかる会計数値に、責任を負うことになる。資金の委託者は全体で一つの集団であるため、資金の委託者にとっての持分や利益も一種類しかない。会社はそれらの持分や利益の数値を公表することに、責任を負う。したがって、利益や持分といった会計数値は、資金委託者の持分なり利益として、一意的に定めなければならない。すなわち、会計の利益数値の一意性は、受託責任会計の下で要求される。

⑶　受託責任会計による会計情報の意思決定のための利用

財務諸表の利用者は、このようにして受託責任の解除を目的として作成された財務諸表を基に、追加的な補足情報や、XBRL（eXtensible Business Reporting Language）等の加工ツールを用いて、必要に応じて財務諸表の数値を解釈しなおしたり、加工したり、あるいはカスタマイズしたりしながら[14]、投資や与信などの意思決定を行う。

4．受託責任会計における委託者は誰か

では、受託責任会計における委託・受託関係において、委託者とは誰を指すのか。

これまで、受託責任会計においては、法的な枠組みの下で、資金の委託者は出資者であり、株式会社であれば、それは株主であると考えられてきた。しかし、資金の委託者は、出資者（株式会社の場合は株主）とイコールであろうか。たとえば、特定時期に一定金額の償還を受けるような株主

13　後述するが、ここでの「委託」は、「自分の利益の為に、会社（経営者）に自分の財産の管理・運用を任せること」を指す。
14　実際に現在では、財務諸表数値の「二次加工」（白田［2009］22頁）やカスタマイズを行いやすくするために、XBRL が提唱・開発され、国内外において徐々に浸透しつつある。

は、資金の委託者といいうるであろうか。彼らは、法律上は株主であるが、むしろ社債権者などの債権者に近いともいえる[15]。

このように、法的に出資者（株主）であっても、資金の委託者とは言いがたい場合もあり、法的な出資者の立場と、資金の委託者の立場とは、異なるものと考えるべきであろう。

では、資金の委託者とは、どのような者であると見るべきであろうか。

辞書的な意味では、「委託」とは、他人に行為を任せることを指す（新村［2008］158頁）。これに近い用語に「委任」があるが、法律上の「委任」とは、法律行為を「委託」する（他人に任せる）ことを指し（民法643条）、そして委託した行為の成果が委託者に帰属する。「委託」や「委任」といった用語に共通していることは、行為を他者に任せる点にある。したがって、受託責任会計における委託とは、会社に対して資金を提供して、会社（と会社の経営者）に資金の管理・運用を任せることを指す。つまり、資金の管理・運用を任せる資金提供者が、委託者ということになる。

そこでつぎに、資金の管理・運用を任せるとは、どのような状態かを明らかにする必要がある。

資金を提供して資金の管理・運用を任せると、リスクを負うことになる。リスクはリターンと対になっているが、リターンを得るためにリスクを負うことから、リターンはリスクの存在に基づいている。そこでここでは、資金提供に伴うリスクに着目することにする。

資金を提供して資金の管理・運用を任せる際の最大のリスクは、会社が破綻することによって、資金が返ってこないことである。破綻すれば、ほとんどの場合、最初に提供した金額よりも少ない金額しか受け取ることができず、最悪の場合、最初に提供した金額すべてを放棄せざるを得ない。破綻することによって、提供した資金が返ってこない可能性があることは、債権者をはじめ、どのような資金提供者にも当てはまる。しかし、提供した資金が返ってこない可能性が最も大きいのは、一定期間における支払を請求できない場合である。支払期限があれば、破綻に伴って資金が戻ってこないリスクに一定期間しかさらされないが、支払期限がなければ、平時において支払を請求することができないため、当該リスクに常にさらされることになる。このようなリスクを負いながら、それに見合うリターン[16]を期待しているからこそ、委託者は他者に資金の管理・運用を任せることができると考えれば、このような支払期限をもたない資金の提供者が、資金の管理・運用を任せている者であると考えられる[17]。資金の提供者は会社に対して請求権を持つことから、結果的に、現時点において会社から将来の一定時期における返済を求めることのできない請求権の保有者が、資金の管理・運用を任せる委託者ということになる。

換言すれば、ここでの資金の委託者とは、清算を前提としない平時において、現時点で会社から将来の一定時期における返済を求めることのできない請求権保有者を指す。つまり、ここでいう資金の委託者は、会社に対する請求権を有しているのに対し、会社の側では、これらの委託者に対す

15　ゆえに、こうした株式は資産を引渡す現在の義務を有するため、負債であると論じる者もいる（Nair et al［1990］p.38）。
16　ここでリターンとは、必ずしも配当だけに限らない。
17　このような破綻リスクの観点から「委託」を定義すると、一定時期の間だけ資金運用を任せる契約は、「委託」には該当しない。なぜならその契約には、将来において資金を返済する契約であり、資金の返済義務があるからである。

る義務を現時点では持たない。会社は彼らから資金を受託し、彼らの代わりに管理・運用しているので、これらの者に対して返済する現在の義務はないが、その代わり、資金を管理・運用し、そしてその管理・運用状況を報告する「受託責任」を負うことになる。

5．委託者の請求権としての持分概念

受託責任とは、資金の委託者に対する受託者の責任であり、会社がこれらの者に対する受託責任を解除するためには、これらの委託者にとっての利益を算定しなければならない。つまり、受託責任会計の下では、会計主体は、資金の委託者であると考えられる。

前述のように、委託者とは、会社の資産に対する請求権を有するものの、会社の側からすれば現在の義務を負わないため、会社に永続的に関与し続ける者を指す。よって、会計主体は、会社側で現在の義務を負わない請求権に対する保有者であると考えられる。会社が継続的に存在することを前提にすれば、清算を前提にする必要はなく、清算時の請求権の優先・劣後の関係は考慮しなくてもよい。

会計主体が上述のとおり、会社側で現在の義務を負わない請求権の保有者である以上、彼らの請求権、すなわち会社側で現在の義務を負わない請求権が、持分であると考えられる。かかる持分の定義における、現在の義務の不在という条件は、「資産－負債＝持分」という等式に整合するものでもある。負債を現在の義務と定義しつつ、それと矛盾しない形で持分を定義するには、このようにするしかない。

6．おわりに

これまで、会計目的として受託責任目的を重視して議論を行う場合、受託責任とは株主に対する責任であり、したがって持分も株主の請求権とされてきた。これは、株式会社が法律上、株式の所有を通じて、「出資者（たる株主）が所有者」（神田［2010］25頁）とみなされてきたことによる。

これに対し本稿では、受託責任とは、平時において将来の一定時期における返済を現時点で請求できない請求権者、会社の側から見れば平時において現在の義務を負わない請求権者に対する会計報告の責任とみなし、彼らの請求権こそが持分と捉えている。株式や社債などの金融商品の多様化に伴って、「委託者」の範囲に関する従来の理解には限界がみられ、平時において将来の一定時期における返済を請求できない請求権者を委託者として、彼らに対する会計報告責任を負うとする、新しい受託責任に関する考え方が必要になってきているものと思われる。

また、これまでのように、負債を現在の義務と定義したうえで持分を株主の請求権と定義すると、必然的に両者の中間に属するメザニン項目（またはそれに類する項目）が発生する。かかるメザニン問題に対応するには、負債を残余と定義する方法（FASB［2007］par.27，PAAinE［2008］

pars.4.20-4.21）も考えられるが、「資産－持分＝負債」（FASB［1990］par.185）の算式を採用したのでは、資産と持分が表裏の関係にあることを論証するという難題を突きつけられる（徳賀［1997］112頁）。そこで、負債を残余とするなら、必然的に資産の定義も「持分の減少にも費用にもならない借方項目」と変更しなければならない。結果的に収益・費用を資産・負債から独立的に定義しなければならないが、その場合の収益・費用の定義の内容には曖昧さが付きまとう（藤井［1997］125-126頁）。何が収益・費用で、何が収益・費用でないかを説明するのは難しい。したがって現在では、かかる考え方を定義の面から積極的に支持することは難しい。

そこで、負債を現在の義務とすることと矛盾しないように持分を定義すると、本稿のような定義が生まれる。矛盾の無いことが、会計における計算構造論における生命線であると考えられ、ある一定の前提（会計目的に関する前提や、会計に関する諸公準など）の下で論理的に矛盾の無い会計計算構造を構築することが、会計における計算構造論に求められている。

とはいえ、負債や持分を定義しただけでは、負債および持分に関する諸問題を解決するには至らない。問題の解決は、これらの定義の具体的な適用方法[18]に係っていることを指摘し、結びとしたい。

（いけだ　ゆきのり・本学非常勤講師）

（本稿は、平成22年度高崎経済大学特別研究助成金の交付を受けた研究の一部である。）

参考文献

池田幸典［2010］「負債および持分の概念規定のあり方を巡る検討」『會計』第177巻第６号、15-27頁。
井尻雄二［1976］『会計測定の理論』東洋経済新報社。
奥田昌道［1979］『請求権概念の生成と展開』創文社。
大日方隆［2009］「実証会計学の継承と展望」『會計』第175巻第１号、34-46頁。
神田秀樹［2010］『会社法（第12版）』弘文堂。
企業会計基準委員会（ASBJ）［2006］『討議資料　財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
桜井久勝［2002］「会計情報の利用目的」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、11-25頁。
佐藤信彦［2011］「財務会計の基礎概念（１）」佐藤信彦・河崎照行・斎藤真哉・柴健次・高須教夫・松本敏史編集『スタンダードテキスト財務会計論Ⅰ　基本論点編（第５版）』中央経済社、１-29頁。
白田佳子［2009］「XBRLによるディスクロージャーの拡充と課題」『會計』第175巻第４号、20-28頁。
新村出編［2008］『広辞苑（第６版）』岩波書店。
須田一幸［2000］『財務会計の機能』白桃書房。
竹島貞治［2007］『会計理論の再構築』森山書店。
徳賀芳弘［1997］「負債と資本の区分（１）」『企業会計』第49巻第７号、110-112頁。
徳賀芳弘［2009］「グローバリゼーションと財務会計研究の継承と発展」『會計』第175巻第１号、１-11頁。
藤井秀樹［1997］『現代企業会計論』森山書店。
藤井秀樹［2007］『制度変化の会計学』中央経済社。
万代勝信［2000］『現代会計の本質と職能』森山書店。
森川八洲男［2008］『体系財務諸表論（第２版）』中央経済社。
山地秀俊「実験会計学の意義と限界」『會計』第175巻第１号、47-62頁。
American Accounting Association（AAA）［1966］*A Statement of Basic Accounting Theory,* AAA.（飯野利夫訳『アメリカ会計学会基礎的会計理論』国元書房、1969年）

18　負債および持分の定義の具体的な適用方法のあり方については、別の機会に改めて論じたい。

American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA・FASC) [2001] "Evaluation of the FASB's Proposed Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both," ***Accounting Horizons,*** Vol.15, No.4, pp.387-400.

Barle, A.A. and G.C. Means [1932] ***The Modern Corporation and Private Property,*** The MacMillan Company.（北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店、1958年）

Financial Accounting Standards Board (FASB) [1978] ***Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises,*** Statement of Financial Accounting Concepts No.1, FASB.（平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念［増補版］』中央経済社、2002年）

FASB [1985] ***Elements of Financial Statements,*** Statement of Financial Accounting Concepts No.6, FASB.（平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念［増補版］』中央経済社、2002年）

FASB [1990] ***an analysis of issues related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both,*** Discussion Memorandum, FASB.

FASB [2007] ***Financial Instruments with Characteristics of Equity,*** Preliminary View, FASB.

FASB [2010] ***Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information,*** Statement of Financial Accounting Concepts No.8, FASB.

Garner, B.A. (editor in chief) [2009] ***Black's Law Dictionary,*** 9th edition, West.

Hohfeld, W.N. [1913] "Some Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judical Reasoning," ***Yale Law Journal***, Vol.23, No.1, pp.16-59.

Hopkins, P. [1996] "The Effect of Financial Statement Classification of Hybrid Financial Instruments on Financial Analysts' Stock Price Judgments" ***Journal of Accounting Research,*** Vol.34 (Supplement), pp.33-50.

Ijiri, Y. [1975] ***Theory of Accounting Measurement,*** American Accounting Association.（井尻雄二『会計測定の理論』東洋経済新報社、1976年）

International Accounting Standards Committee (IASC) [1989] ***The Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements***, IASC.（企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳『国際財務報告基準（IFRS）2010』中央経済社、2010年）

Kerr, J.St.G. [1989] ***The Concept of Equity in Financial Accounting,*** Accounting Theory Monograph No.9, Australian Accounting Research Foundation.

Kimmel, P. and T. Warfield [1995] "The Usefulness of Hybrid Security Classifications: Evidence from Redeemable Preferred Stock," ***The Accounting Review,*** Vol.70, No.1, pp.151-167.

Nair, R.D., L.E. Rittenberg and J.J. Weygandt [1990] "Accounting for Redeemable Preferred Stock: Unresolved Issues," ***Accounting Horizons,*** Vol.4, No.2, pp.33-41.

Paton, W.A. and A.C. Littleton [1940] ***An Introduction to Corporate Accounting Standards,*** American Accounting Association.（中島省吾訳『会社会計基準序説（改訳版）』森山書店、1958年）

Pro-active Accounting Activities in Europe (PAAinE) [2008] ***Distinguishing between Liabilities and Equity,*** Discussion Paper, PAAinE.

Simmonds, N.E. [2001] "Introduction," in ***Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judical Reasoning by Wesley Newcomb Hohfeld***, edited by D. Campbell and P. Thomas, with an introduction by N.E. Simmonds, Ashgate Publishing Limited, pp.ix-xxix.

Sorter, G. H. [1969] "An 'Events' Approach to Basic Accounting Theory," ***Accounting Review,*** Vol.44, No.1, pp.12-19.

Wolfson, N. [1984] ***The Modern Corporation: Free Markets versus Regulation,*** Free Press.（財務制度研究会訳『規制緩和と現代株式会社』文眞堂、1994年）